

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人が、平成26年3月に仮設住宅から社宅に入居する際に購入した家財道具・家電製品について、購入の合理性を認め、代金相当額が賠償された事例。

1067

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、次の損害項目（次の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないととする。

生活費増加費用 金31万6759円
(平成26年2月18日～平成26年4月13日)

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、合計金31万6759円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年4月15日

（仲介委員 山下純司）